

農業委員会だより



第 45 号

平成 28 年 6 月
田原市農業委員会
☎23-3519 / FAX22-3817
ID1001917

● 田（水稻）の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	8,000 円	20,000 円	14,000 円
赤羽根地域	10,000 円	10,000 円	10,000 円
渥美地域	9,800 円	47,400 円	28,600 円
田原市平均			17,600 円

平成 27 年 1 月から 12 月までに、田原市内で締結された賃借料水準は、表のとおりです。市全体の平均と、各地域の実勢に合った金額をお知らせします。
※この賃借料はあくまで参考額ですので、実際の賃借料は、当事者間の話し合いで決定してください。

賃借料を決める目安に
農地の賃借料情報を提供します

● 畑（ハウス敷地）の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	22,800 円	60,800 円	41,800 円
赤羽根地域	186,700 円	341,500 円	220,000 円
渥美地域	60,000 円	109,200 円	83,300 円
田原市平均			115,000 円

● 畑（普通畑）の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	6,600 円	26,000 円	18,000 円
赤羽根地域	7,800 円	27,900 円	18,200 円
渥美地域	10,000 円	30,000 円	21,200 円
田原市平均			19,200 円

農業者年金「現況届」
提出をお忘れなく

受付期間 6 月 30 日（木）まで

現況届は、農業者年金を受給するために必要な毎年の手続きです。農業者年金基金から年金受給者あてに送付された現況届に、必要事項を記入のうえ、提出してください。（ただし、平成 27 年 7 月 1 日以降の裁定者および支給停止解除者については、今回の現況届は必要ありません）

● 提出先

- 農業委員会事務局（市役所内）
- 赤羽根市民センター
- 渥美支所市民生活課

● 留意事項

- 現況届を紛失または汚損された場合は、農業委員会事務局へご連絡ください。

- 年金受給者が亡くなられた場合は、お近くの J A で死亡の手続きを行ってください。（印鑑、戸籍謄本、請求者の口座番号の分かるものが必要）

- 現況届の提出が無い場合は、年金の支給が一時停止となりますのでご注意ください。